

議案第42号

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部  
改正について

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年4月23日提出

天理市長 南 佳 策

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部  
を改正する条例

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（市長による管理）

第19条 市長は、第7条の規定による選定によってもなお指定候補者となるべき法人等がないとき、又は法第244条の2第11項の規定により期間を定めて指定管理者に対し管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、他の条例の規定にかかわらず、施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行う場合において、指定管理者の収入として収受させている当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）があるときは、市長は、自ら管理の業務を行う直前の利用料金の額を使用料として徴収するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。